

第1期

定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日から2022年3月31日まで

開催情報

日時

2022年6月24日（金曜日）

午前9時30分 受付開始

午前10時 開会

場所

東京都港区芝公園三丁目5番4号

当社婚礼施設「The Place of Tokyo」

地下2階グランドルーム

来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、事前の議決権行使にご協力いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

目次

株主総会参考書類	6
招集ご通知添付書類	
事業報告	17
計算書類（連結・個別）	41
監査報告書	47



証券コード：7127

証券コード 7127
2022年6月8日

株 主 各 位

千葉県市川市八幡二丁目5番6号
株式会社 一家ホールディングス
代表取締役社長 武 長 太 郎

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら、4頁から5頁のご案内をご参照いただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番4号
当社婚礼施設「The Place of Tokyo」 地下2階グランドルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第1期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（2021年10月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- （注）当社の第1期事業年度は2021年10月1日から2022年3月31日までであります。当連結会計年度は2021年4月1日から2022年3月31日までであります。

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますよう、お願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ikka-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

従いまして、本招集ご通知は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ikka-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応、株主様へのお願いについて>

- 本株主総会会場において、感染予防のため、座席の間隔をあけて配置いたします。
- 会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
- 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
- 開場受付でマスクをご用意いたします。当日、マスクをお持ちでない方はスタッフまでお声かけ下さい。入場時は、マスク着用にご協力お願いいたします。
- 開場受付付近に消毒液を設置いたします。入場時の手指消毒にご協力お願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをして入場をお控えいただくことがございます。
- その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社のウェブサイト (<https://ikka-holdings.co.jp/>) においてお知らせいたします。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7127/>



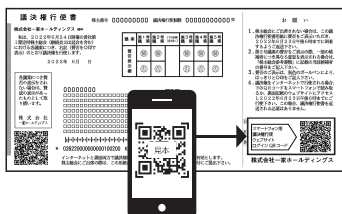


インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

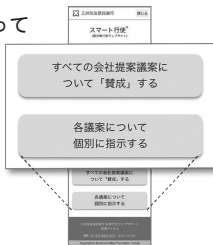
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを讀取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

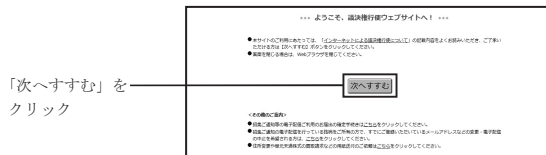
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

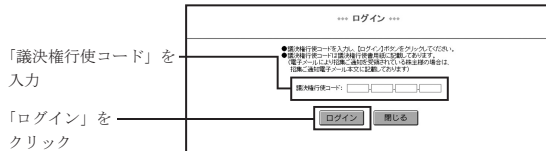
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

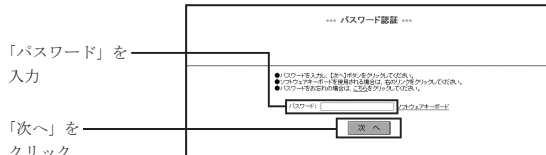
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>【電子提供措置等】</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、今後の経営体制の一層の強化を図るため、2名増員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、異議はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たけなが たろう 武 長 太 郎 (1977年1月24日生) 【再任】	1997年10月 有限会社ロイスカンパニー（現株式会社一家ダイニングプロジェクト）設立 代表取締役社長就任（現任） 2021年10月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） (選任理由) 長年にわたる当社グループの経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに当社全体の監督を適切に行うことができるものとして、当社取締役候補者として適任と判断いたしました。	1,136,200株
2	あきやま あつし 秋 山 淳 (1979年3月2日生) 【再任】	2000年7月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2009年3月 同社取締役総料理長就任 2015年5月 同社専務取締役営業統括就任 2018年6月 同社取締役副社長営業統括就任（現任） 2021年10月 当社取締役副社長営業統括就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社グループの営業部門の責任者としての任務を通じ、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	の せ けん 野 瀬 健 (1974年2月21日生) 【再任】	2000年10月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2011年10月 同社執行役員人財育成部長就任 2014年4月 同社取締役人財育成部長就任 2021年10月 当社取締役人財育成部長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社グループの人財育成部門の責任者としての任務を通じ、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—
4	たか はし ひろ まさ 高 橋 広 宜 (1980年2月29日生) 【再任】	2001年8月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2015年4月 同社執行役員総務部長就任 2015年5月 同社常勤監査役就任 2016年4月 同社執行役員管理部長就任 2016年6月 同社取締役管理部長就任 2021年10月 当社取締役管理部長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社グループの管理部門の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—
5	いわ た あきら 岩 田 明 (1971年11月4日生) 【再任】	2001年5月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2007年1月 同社常務取締役就任 2016年3月 同社常勤監査役就任 2016年11月 同社取締役経営企画室長就任 2021年10月 当社取締役経営企画室長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社グループの管理部門の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	しみずまさと 清水将登 (1976年12月17日生) 【新任】	<p>2000年3月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社</p> <p>2007年1月 同社取締役営業統括部長就任</p> <p>2018年7月 同社執行役員総務・労務グループマネージャー兼内部監査室長就任</p> <p>2021年10月 同社監査役就任（現任） 当社執行役員総務部長就任（現任）</p> <p>（選任理由） これまで、主に当社グループの営業部門・管理部門の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>	—
7	わたなべけいいち 渡邊桂一 (1979年6月25日生) 【新任】	<p>2003年4月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社</p> <p>2016年4月 同社執行役員店舗開発部長就任</p> <p>2022年3月 当社執行役員店舗開発部長就任（現任）</p> <p>（選任理由） これまで、主に当社グループの営業部門の任務を通じ、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>	—

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	あか つか げん き 赤塚元気 (1976年11月5日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	1999年4月 ジャパン興業株式会社（現株式会社DREAM ON COMPANY）入社 2006年1月 ジャパン興業株式会社（現株式会社DREAM ON COMPANY）代表取締役社長就任（現任） 2016年11月 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役（社外取締役）就任 2018年9月 株式会社DREAM ON設立 代表取締役社長就任（現任） 2021年10月 当社取締役（社外取締役）就任（現任） 2021年11月 株式会社ONE HUNRED BAKERY設立 代表取締役社長就任（現任） 株式会社まるサボ（現株式会社さぼマル）取締役就任（現任） （選任理由及び期待される役割） 飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、業務執行に対する独立した立場から当社の経営全般に関する助言により、取締役会の機能を一層強化し、当社の継続的な成長と企業価値向上への寄与が期待されるため、社外取締役候補者としております。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤塚元気氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赤塚元気氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8ヶ月となります。
4. 当社は、赤塚元気氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、赤塚元気氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額は、当社定款附則第2条第1項において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額200,000千円以内と定められておりますが、当規定は本総会の終結の時をもって削除されるため、昨今の経済情勢等の諸般の事情を勘案し、本総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告33頁～34頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、16頁～17頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役の報酬額には使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、異議はない旨の意見表明を受けております。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、当社定款附則第2条第2項において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額40,000千円以内と定められておりますが、当規定は本総会の終結の時をもって削除されるため、昨今の経済情勢等の諸般の事情を勘案し、本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額40,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

また、現在の当社の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び

企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告33頁～34頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、16頁～17頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、異議はない旨の意見表明を受けております。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本

割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役及び執行役員に対し、割り当てる予定です。

【変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要】

1. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下5まで同じ。）の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような目的を実現するのに相応しいものとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、役位、職責、貢献度、業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、長期的な当社の業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能するようその内容、付与する数、及び付与する時期等を定めるものとする。
なお、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについても引き続き検討する。
4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し決定することとする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長武長太郎にその具体的内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は当該決議及び本基本方針を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。
なお、譲渡制限付株式報酬は、本基本方針を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

以 上

(添付書類)

事業報告

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

当社は、2021年10月1日に単独株式移転により株式会社一家ダイニングプロジェクトの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲に実質的な変更はないため、前年同期間と比較を行っている項目については、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）と、また、前事業年度末と比較を行っている項目については、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月期事業年度末（2021年3月31日）と比較しております。また、当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結計算書類は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社一家ダイニングプロジェクトの計算書類を引き継いで作成しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による国内外経済に対する影響が続いているほか、ロシア・ウクライナ情勢の影響などにより、未だ景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、4月下旬に東京都などで三度目の緊急事態宣言が発出されたほか、まん延防止等重点措置の適用対象地区が拡大され、緊急事態宣言解除後においても、飲食店に対する時短営業、酒類提供の制限が要請されました。その後も、東京都については、7月上旬から9月末まで再度緊急事態措置の実施区域となるなど、一時的に感染者数は減少したものの、緊急事態宣言解除後の感染者の拡大に伴い、再度まん延防止等重点措置が発出されるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、優秀な人材の確保及びサービス力向上に注力するとともに、各自治体の要請等に従い臨時休業や、営業時間の短縮等の措置を実施し、営業前の従業員の検温、従業員のマスク着用、アルコール消毒液の設置、手や指の殺菌及び入口や窓の開放・換気設備による店内換気等の新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら要請の範囲内で営業を行ってまいりました。

飲食事業においては、アフターコロナにおけるニーズや、テイクアウト・デリバリーに対応した新業態の開発及び新規出店、既存店のサービス力向上及び店舗オペレーションの改善、自社アプリなどの会員獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。

新規出店に関しては、アフターコロナにおけるニーズに対応した、にのや業態の2号店目となる「寿司トおでんにのや」を出店し、既存店の屋台屋博多劇場柏2号店・藤沢店をテイクアウト・デリバリーに対応した新業態である「韓国屋台ハンサム」に業態変更したほか、都内ドミナントエリアへの新規出店（大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん有楽町店、韓国屋台ハンサム海浜幕張店）により直営店は合計で71店舗となりました。

前事業年度においては、緊急事態宣言の発出等を受け、全店で酒類提供の自粛を含む要請の範囲内での時短営業及び臨時休業を実施しました。当連結会計年度においては、三度目の緊急事態宣言の発出、まん延防止等重点措置の適用対象地区が拡大されたことに伴い、4月25日より9月末まで、対象エリアの店舗を中心に臨時休業の措置を講じ、その他店舗については酒類提供の自粛を含む要請の範囲内での時短営業を実施しました。その後、緊急事態宣言の解除に伴い、10月より順次営業を再開いたしましたが、その後、まん延防止等重点措置が発出されたことに伴い、1月中旬より3月下旬まで一部店舗で時短営業及び臨時休業を実施いたしました。

その結果、既存店（屋台屋博多劇場業態・こだわりもん一家業態・大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん業態）客数は前年比9.5%増となりましたが、既存店客単価は前年比3.5%減で推移し、既存店売上高は前年比5.7%増となりました。

ブライダル事業においては、近年、結婚式のニーズの多様化により少人数婚のニーズが高まり、婚礼1組当たりの組人数が減少傾向にある中、婚礼の主力広告媒体との連携強化による来館数・成約率の向上、サービス力向上及びコスト削減、宴席の新規案件の取り込み及びリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上及び新規客数の増加にも継続して注力いたしました。また、SNSのLIVE配信を利用したリモート会場案内、オンライン結婚式オプションや家族婚・挙式のみプランの販売、3密を回避した婚礼料理コースの開発など、コロナ禍における様々なニーズに対応した取り組みを強化してまいりました。

その結果、施行件数は新型コロナウイルスの感染拡大以前の前々年同期比では減少したものの、前年同期比では大幅に増加いたしました。また、組人数・組単価は感染予防の観点から依然として少人数での挙式が多い状況ではあるものの、徐々に回復してきたことにより前期比で増加いたしました。

これらのほか、新型コロナウイルス感染拡大に対する政府、自治体からの緊急事態宣言や営業時間短縮要請等を受け実施した、店舗の臨時休業及び営業時間短縮に関連して、雇用調整助成金・時間短縮協力金の受領及び支給申請により、1,775,049千円を助成金収入として特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,424,518千円（前年同期比29.1%増）、営業損失は729,656千円（前年同期は営業損失1,115,529千円）、経常損失は751,781千円（前年同期は経常損失1,131,639円）、親会社株主に帰属する当期純利益は189,547千円（前年同期は当期純損失949,780千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 飲食事業

売上高は3,065,172千円（前年同期比9.0%増）、セグメント損失（営業損失）は553,841千円（前年同期のセグメント損失（営業損失）は710,292千円）となりました。

② ブライダル事業

売上高は1,359,346千円（前年同期比121.5%増）、セグメント損失（営業損失）は183,599千円（前年同期のセグメント損失（営業損失）は405,236千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社は3店舗の新規出店及び2店舗の業態変更を実施いたしました。この結果、当社は122,194千円（内差入保証金26,805千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

複数の金融機関より700,000千円の借入及び第三者割当による新株の発行等による47,575千円の資金調達を行いました。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響による売上収入等の減少及び不測の事態に備える資金及び店舗開設の設備資金等に充当いたしました。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年3月1日付で当社の完全子会社である株式会社一家ダイニングプロジェクトより、管理部事業に属する権利義務を簡易吸収分割により承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大に対する有効なワクチンの普及・ワクチンのブースター接種、治療薬の承認・普及などにより、感染拡大の終息が期待されてはおりますが、現状では、新型コロナウイルスの感染拡大に加えオミクロン株の感染拡大、新たな変異株の感染拡大の懸念もあり、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。そのことに加え、同感染症を起因とする企業業績の悪化に伴う雇用や所得環境の悪化、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学的リスクの増大などにより、厳しい経営環境が続くと予想されております。

当社グループが属する外食産業を取り巻く環境においては、2022年3月後半より政府・各自治体による新型コロナウイルス感染拡大防止の為の営業自粛要請が徐々に緩和され、経済活動の緩やかな回復傾向がみられるものの、生活様式の変化による外食機会の減少、多人数での外食及び夜間の外出行動の自粛、労働環境の変化や中食との競争の激化、物流コスト・エネルギーコストの上昇等により、当面は先が見通しにくい状況が続くと予測されます。

ブライダル産業を取り巻く環境においては、少子高齢化に伴う婚姻組数の減少や、価値観の多様化による「なし婚」層の増加等に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、政府等からの大人数での会食やイベントの自粛要請により、当面は大規模会食や大型イベント等の自粛ムードが続くことが予想され、引き続き不透明な状況が続いていくものと予測されます。

このような状況の中、継続的に企業価値を高め、長期的な成長を目指すために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存店売上の維持向上

飲食事業では、外食産業における企業間競争が激化する中、当社グループはお客様のニーズに合った商品開発、商品クオリティの向上及び「人」によるおもてなしの付加価値の向上を追求し、継続的な会員獲得、顧客育成によるリピート率の向上を図る戦略をとることで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

ブライダル事業では、他会場にはないロケーションを活かし、「思い出の場所は始まり

の場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、挙式後も新郎新婦様が何度でも帰ってこられる会場として、リピーター戦略を実施し、他社と差別化することで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大、既存店の業態変更について

当社グループは、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」、本格ジンギスカンとハイボールを思う存分楽しんでいただける「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」を中心に、「こだわりもん一家」「韓国屋台ハンサム」など様々な業態の飲食店を首都圏で展開しております。サービス・商品力の向上、人材教育、店舗設備の改善を常に図ることにより、競合店との差別化を図っております。

継続的に企業価値の向上、業績の拡大を図るために新規出店の継続、出店エリアの拡大を図っていくとともに、既存店舗も立地に最も適した業態への変更等進めていく方針であります。

③ 人材の確保・育成について

企業価値の向上、飲食事業及びブライダル事業の業績拡大と安定の為には正社員、パート・アルバイトの人材の確保及び育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、中途採用の拡充と新卒採用の積極的な採用により、正社員の確保を図ってまいります。また少子高齢化が進む中、パートの採用を強化し、店舗業務の効率化を図っております。

人材の育成に関しては、階層別の社内研修制度を強化し、店舗におけるサービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

パート・アルバイトに関しても、社内の勉強会やサービス・料理コンテストなどの教育及び称賛の場の拡充により、働きながら学べる環境を整え、ロイヤリティの高い人材へと育成してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第1期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	4,424,518
経常損失 (千円)	△751,781
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	189,547
1株当たり当期純利益 (円)	28.56
総資産 (千円)	4,658,723
純資産 (千円)	598,388
1株当たり純資産額 (円)	87.93

(注)設立初年度のため、当連結会計年度のみを記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

	第1期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	162,591
経常利益 (千円)	7,599
当期純利益 (千円)	24,713
1株当たり当期純利益 (円)	3.71
総資産 (千円)	560,509
純資産 (千円)	438,792
1株当たり純資産額 (円)	63.95

(注)設立初年度のため、当事業年度のみを記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社一家ダイニングプロジェクト	30,000千円	100%	飲食店の経営 ブライダル施設の運営

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、「あらゆる人の幸せにかかわる日本一のおもてなし集団」をグループミッションに掲げ、以下の事業を行っております。

① 飲食事業

九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」、本格ジンギスカンとハイボールを思う存分楽しんでいただける「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」を中心に「こだわりもん一家」、「韓国屋台ハンサム」など様々な業態の飲食店を、首都圏で直営にて展開しております。

② ブライダル事業

ブライダル施設The Place of Tokyoの運営を行っております。

(9) 主要な事業所等（2022年3月31日現在）

① 当社

本社	千葉県市川市
----	--------

② 子会社

株式会社一家ダイニングプロジェクト	本社	千葉県市川市
	飲食事業店舗	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県（71店舗）
	ブライダル施設	東京都港区

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社一家ダイニングプロジェクト	千葉県市川市	367,567千円	560,509千円

(10) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
286名（166名）	2名減（26名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 前期末に比べ、従業員臨時雇用者数が26名増加しております。
主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名（1名）	一名（一名）	35.7歳	8.2年

- (注) 1. 設立初年度のため、前期末との比較は行っておりません。
2. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、当社グループ内における勤続年数を含めて計算しております。

(11) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	689,762千円
株式会社三菱UFJ銀行	482,120千円
株式会社三井住友銀行	444,164千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社日本政策投資銀行	300,000千円
株式会社京葉銀行	206,685千円
株式会社りそな銀行	184,680千円
株式会社千葉興業銀行	120,404千円
株式会社みずほ銀行	76,886千円
株式会社きらぼし銀行	68,516千円
株式会社常陽銀行	23,324千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、政府・自治体からの不要不急の外出、平日を含む夜間の外出自粛要請等により、飲食事業における消費マインドの低下や忘年会需要の減少及びブライダル事業における婚礼挙式の延期・キャンセル、各種パーティーなどの宴席需要の減少などが発生しております。その状況下において、当社は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出を受け、営業時間短縮及び臨時休業等の措置を行ったことにより、前事業年度から継続して重要な営業損失が発生しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大の終息時期が不透明な状況にあり、これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

そのような状況下において、当社は当該重要事象等を解消するために、各種補助金・助成金の申請、賃料の減免交渉、各種コストについて不急の案件のコスト削減などによる収益改善に加え、取引金融機関との協議を継続して行い、資金の借入を実行することで必要な運転資金を確保し、併せて資本増強の対応策も実施することで財務状況の安定化を図っており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,560,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,657,000株
 (3) 株主数 8,445名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社TKコーポレーション	1,600,000 株	24.03 %
武 長 太 郎	1,136,200 株	17.06 %
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	315,800 株	4.74 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	262,500 株	3.94 %
サントリー酒類株式会社	80,000 株	1.20 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	42,300 株	0.63 %
寺 口 義 弘	35,000 株	0.52 %
株式会社古舘篤臣総合事務所	32,100 株	0.48 %
西 山 知 義	32,000 株	0.48 %
須 賀 富 士 夫	30,000 株	0.45 %

（注） 自己株式は保有していません。また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 新株予約権の数

170個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 136,000株（新株予約権1個につき800株）

③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	第1回（42円）	2021年10月1日 ～2025年12月24日	140個	4名
社外取締役 （監査等委員を除く）	第3回（325円）	2021年10月1日 ～2027年3月30日	30個	1名
合計			170個	5名

（注）2021年10月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行していた同社第1回新株予約権（発行決議日2015年12月24日）及び同社第3回新株予約権（発行決議日2017年3月29日）の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2021年10月1日に交付したものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	(注) 1	(注) 1
新株予約権の数	136個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 108,800株 （新株予約権1個につき800株）	普通株式 4,800株 （新株予約権1個につき800株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり33,600円 （1株当たり42円）	新株予約権1個当たり33,600円 （1株当たり42円）
権利行使期間	2021年10月1日から 2025年12月24日まで	2021年10月1日から 2026年1月23日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 2

使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 12,000株 交付者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 121個 目的となる株式数 96,800株 交付者数 11名	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 4,800株 交付者数 2名

(注) 1. 2021年10月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行していた同社第1回新株予約権（発行決議日2015年12月24日）及び同社第2回新株予約権（発行決議日2016年1月23日）の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2021年10月1日に交付したものであります。

2. 行使の条件

- ア) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- イ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ウ) 新株予約権の行使によって、当社の発行済普通株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- エ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- オ) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

	第4回新株予約権
発行決議日	(注) 1
新株予約権の数	111個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 88,800株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 446,400円 (1 株当たり 558円)	
権利行使期間	2023年12月16日から 2030年12月15日まで	
行使の条件	(注) 2	
使用人等への の交付状況	当社使用人	新株予約権の数 5 個 目的となる株式数 4,000株 交付者数 1 名
	子会社使用人	新株予約権の数 106個 目的となる株式数 84,800株 交付者数 25名

(注) 1. 2021年10月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行していた同社第4回新株予約権（発行決議日2020年12月15日）の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2021年10月1日に交付したものであります。

2. 行使の条件

- ア) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- イ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ウ) 新株予約権の行使によって、当社の発行済普通株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- エ) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- オ) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- カ) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年10月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行していた、第三者割当による同社第5回新株予約権（発行決議日2021年2月12日）の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2021年10月1日に交付いたしました。本新株予約権の内容は以下のとおりです。

	第5回新株予約権
割当日	2021年10月1日
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
行使期間	2022年10月1日～2023年2月28日
行使価額	当初行使価額 550円 なお、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
割当先	マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武長 太郎	代表取締役社長	株式会社一家ダイニングプロジェクト 代表取締役社長
秋山 淳	取締役副社長営業統括	株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役副社長営業統括
野瀬 健	取締役人財育成部長	—
高橋 広宜	取締役管理部長	—
岩田 明	取締役経営企画室長	—
赤塚 元気	社外取締役	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON 代表取締役社長 株式会社ONE HUNDRED BAKERY 代表取締役 株式会社さぼマル 取締役
五宝 滋夫	社外取締役（監査等委員）	シライ電子工業株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 社外監査役
由木 竜太	社外取締役（監査等委員）	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社サーキュレーション 社外監査役
神野 美穂	社外取締役（監査等委員）	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオンアカデミー 代表取締役社長

- (注) 1. 赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）由木竜太氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有する者であります。
3. 取締役（監査等委員）神野美穂氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査等委員会設置のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役の責任につき、会社法第425条第1項に規

定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役・監査役であり、保険料は当社が全額負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会において報酬等の額の決定に関する方針を議論し決定しており、当該決定方針の概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下5まで同じ。）の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような目的を実現するのに相応しいものとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、役位、職責、貢献度、業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストックオプションとし、長期的な当社の業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能するようその内容、付与する数、及び付与する時期等を定めるものとする。

なお、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについても引き続き検討する。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長武長太郎にその具体的内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は当該決議及び本基本方針を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

なお、ストックオプションは、本基本方針を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を 除く)	35,539千円	35,539千円	—	—	6名
(うち社外取締役)	(1,950千円)	(1,950千円)	—	—	(1名)
監査等委員である 取締役	7,254千円	7,254千円	—	—	3名
(うち社外取締役)	(7,254千円)	(7,254千円)	—	—	(3名)

- (注) 1. 当社の設立日である2021年10月1日から2022年3月31日までの支給実績であります。
2. 当社設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、定款附則第2条において年額200,000千円以内と定めております。当該定款施行時の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は6名 (うち社外取締役1名) です。なお、当社定款については、2021年6月24日の株式会社一家ダイニングプロジェクト第24期定時株主総会において承認を得ております。
3. 当社設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、定款附則第2条において年額40,000千円以内と定めております。当該定款施行時の監査等委員の員数は3名 (うち社外取締役3名) です。なお、当社定款については、2021年6月24日の株式会社一家ダイニングプロジェクト第24期定時株主総会において承認を得ております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 赤塚 元気	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON 代表取締役社長 株式会社ONE HUNDRED BAKERY 代表取締役 株式会社さぼマル 取締役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	シライ電子工業株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社サーキュレーション 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオンアカデミー 代表取締役社長	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 赤塚 元気	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の継続的な成長と企業価値向上を図るため、当社の経営に対しての監督及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会7回のすべてに出席いたしました。上場企業の監査役として培った知識、経験からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会7回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的知見からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会7回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的知見からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。

(注) 当社の設立日である2021年10月1日から2022年3月31日までの活動状況であります。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,700千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令及び定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 当社は、法令・社内ルール（文書管理規程）に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。
 - b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）及びその他の重要な情報を、法令及び社内ルールに従って適切に保存及び管理する。
3. 損失の危険管理に関する体制
損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視及び全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。
また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、子会社に対し「関係会社管理規程」に基づく経営管理を行い、定期的に子会社から当社へ業務執行及び財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。必要に応じて、親会社は子会社に対し、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等

委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査等委員会の同意を得た上で決定する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、又は会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。

監査等委員会に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また、三様監査として内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員及び当社の従業員に対してその徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」、「グループミッション」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が、法令及び定款に適合しているかを監査しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、法令及び社内規程に適合している

か監査しております。

なお、内部通報窓口に加え、ハラスメント相談窓口を設置し、役職員の不正もしくは法令違反等を発見した場合に、通報できるよう体制を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定め及び社内規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

3. 損失の危険管理に関する体制

当社では、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理及びその他の様々なリスクについて認識し、リスクの重要度評価を行ったうえで、重要リスクについては責任者を定め、リスク対応計画を策定し、定期的に関行されるリスクコンプライアンス委員会において、その計画の進捗状況及び世間や他会社で顕在化したリスクに関する情報を共有しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、経営会議において決議しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社及び連結子会社1社、非連結子会社1社であり、定期的の子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を受けるとともに、四半期毎に取締役会等の重要な会議にて、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、現在監査等委員会の職務を補助する使用人を設置していませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の指示の実効性の確保に努めるものとし、また、監査等委員から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めています。

取締役又は使用人は、監査等委員会の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととしております。また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査等委員会に報告するものとしております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当事業年度中、代表取締役社長との定期面談のほか、社内取締役との面談の機会を持ち、意見交換を行っております。また、三様監査として、内部監査部門と連携のうえ、会計監査人と5回会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会的勢力該当性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

なお、当事業年度中、問題となる事案は発生していませんが、万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,525,494	流 動 負 債	1,688,434
現金及び預金	1,088,626	買掛金	185,849
売掛金	177,235	1年内返済予定の長期借入金	876,058
その他	259,632	未払金	368,341
固 定 資 産	3,133,229	未払法人税等	4,695
有 形 固 定 資 産	1,662,533	その他	253,490
建物及び構築物	1,437,679	固 定 負 債	2,371,901
工具、器具及び備品	169,192	長期借入金	2,020,483
土地	6,215	資産除去債務	290,356
建設仮勘定	45,332	その他	61,062
その他	4,113	負 債 合 計	4,060,335
無 形 固 定 資 産	6,573	(純 資 産 の 部)	
その他	6,573	株 主 資 本	585,340
投 資 其 他 の 資 産	1,464,122	資 本 金	50,000
関係会社長期貸付金	48,410	資 本 剰 余 金	932,874
敷金及び保証金	989,370	利 益 剰 余 金	△397,534
繰延税金資産	385,931	新 株 予 約 権	13,047
その他	40,409	純 資 産 合 計	598,388
資 産 合 計	4,658,723	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,658,723

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,424,518
売上原価		1,585,272
売上総利益		2,839,246
販売費及び一般管理費		3,568,903
営業損失		729,656
営業外収益		
受取手数料	1,115	
利子補給	3,306	
その他	1,931	6,352
営業外費用		
支払利息	17,493	
支払手数料	8,900	
その他	2,084	28,477
経常損失		751,781
特別利益		
助成金収入	1,775,049	1,775,049
特別損失		
減損損失	140,879	
店舗臨時休業等による損失	627,653	
その他	3,973	772,506
税金等調整前当期純利益		250,762
法人税、住民税及び事業税	8,401	
法人税等調整額	52,812	61,214
当期純利益		189,547
親会社株主に帰属する当期純利益		189,547

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	480,491	454,491	△537,162	△49,919	347,901
当連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	23,945	23,945			47,890
株式移転による変動	△454,437	454,437			—
自己株式の消却			△49,919	49,919	—
親会社株主に 帰属する当期純利益			189,547		189,547
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	△430,491	478,382	139,628	49,919	237,438
当 期 末 残 高	50,000	932,874	△397,534	—	585,340

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	5,845	353,747
当連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行	△315	47,575
株式移転による変動		—
自己株式の消却		—
親会社株主に 帰属する当期純利益		189,547
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,518	7,518
当連結会計年度変動額合計	7,202	244,640
当 期 末 残 高	13,047	598,388

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	146,986	流動負債	116,852
現金及び預金	82,231	短期借入金	70,000
売掛金	32,694	未払金	32,978
その他	32,061	その他	13,874
固定資産	413,522	固定負債	4,864
有形固定資産	39,771	その他	4,864
建物	32,827	負債合計	121,717
土地	6,215	(純資産の部)	
その他	729	株主資本	425,744
無形固定資産	2,949	資本金	50,000
その他	2,949	資本剰余金	351,031
投資その他の資産	370,801	その他資本剰余金	351,031
関係会社株式	367,567	利益剰余金	24,713
その他	3,234	その他利益剰余金	24,713
資産合計	560,509	繰越利益剰余金	24,713
		新株予約権	13,047
		純資産合計	438,792
		負債・純資産合計	560,509

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	162,591
売上総利益	162,591
販売費及び一般管理費	154,807
営業利益	7,784
営業外収益	7
受取利息	7
営業外費用	191
支払利息	191
経常利益	7,599
特別利益	20,196
抱合せ株式消滅差益	20,196
税引前当期純利益	27,796
法人税、住民税及び事業税	3,117
法人税等調整額	△33
当期純利益	24,713

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額						
株式移転による変動	50,000	351,031	351,031			401,031
当期純利益				24,713	24,713	24,713
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						-
当 期 変 動 額 合 計	50,000	351,031	351,031	24,713	24,713	425,744
当 期 末 残 高	50,000	351,031	351,031	24,713	24,713	425,744

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	-	-
当 期 変 動 額		
株式移転による変動	9,288	410,319
当期純利益		24,713
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,759	3,759
当 期 変 動 額 合 計	13,047	438,792
当 期 末 残 高	13,047	438,792

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社一家ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川 高史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社一家ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一家ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社一家ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	向井 誠
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	吉川 高史
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一家ホールディングスの2021年10月1日から2022年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、当社は2021年10月1日に株式移転により株式会社一家ダイニングプロジェクトの完全親会社となり、連結計算書類を引き継いでおりますので、2021年4月1日から2021年9月30日までの当社グループの事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、内部監査部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に当社の取締役会において事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社一家ホールディングス 監査等委員会

監査等委員（社外） 五 宝 滋 夫 ⑩

監査等委員（社外） 由 木 竜 太 ⑩

監査等委員（社外） 神 野 美 穂 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

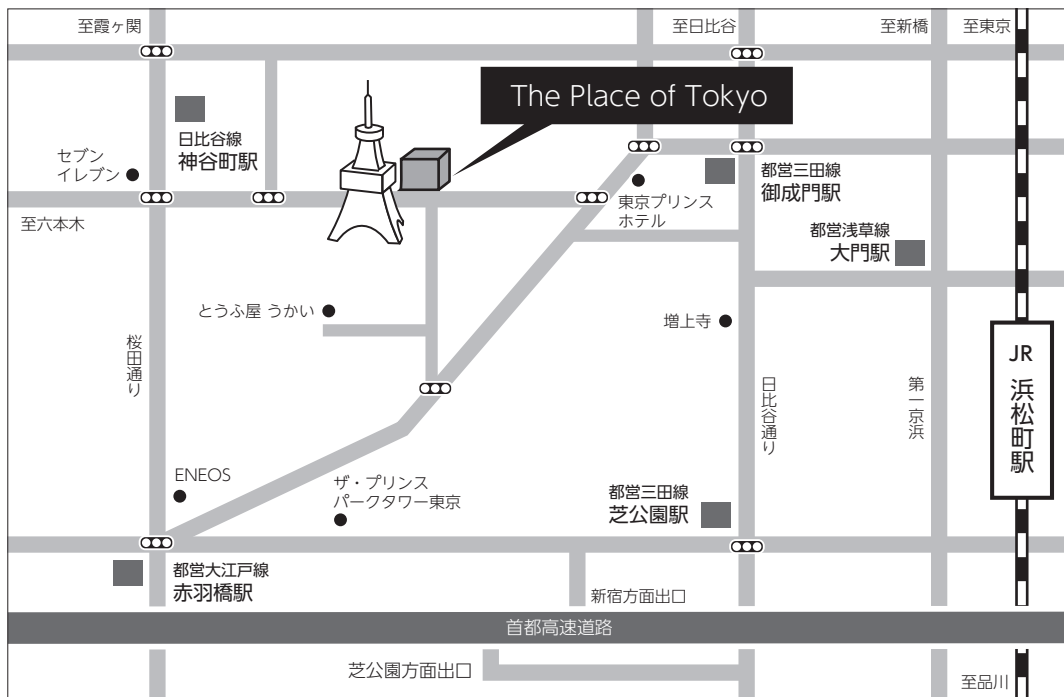


会場

東京都港区芝公園三丁目5番4号

当社婚礼施設「The Place of Tokyo」地下2階グランドルーム

代表電話：03-5733-6788



交通
アクセス
のご案内

- 都営大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口より徒歩5分
- 地下鉄日比谷線 神谷町駅 1番出口より徒歩7分
- 都営三田線 御成門駅 A1出口より徒歩7分
- 都営浅草線 大門駅 A6出口より徒歩10分
- 都営三田線 芝公園駅 A4出口より徒歩10分
- JR線 浜松町駅 北口より徒歩15分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。